

## Contents

---

### AIPPI Congress 2012

---

#### [2012年 AIPPI ソウル総会](#)

歴史的な豊さを併せ持つ現代都市ソウルにおいて開催された2012年AIPPI国際総会は、この時代に知的財産分野において注目されていた課題に焦点を当てた優れたプログラ構成で、世界各国から参集した一流の裁判官、知財実務者、学者、政府関係者が4日間にわたって議論を重ねるとともに、友好や交流を深めることのできた総会として記憶に残ることでしょう。また、韓国の文化や歴史に触れた2000名近い参加者の皆様にとっては、温かい格別の歓待を受けたことも、懐かしい思い出になるでしょう。

*(John Bochnovic, President of AIPPI)*

#### [お礼状](#)

2012年10月20日～23日に韓国ソウルで開催された第43回AIPPI国際総会にご参加いただいた皆様、ご尽力くださった皆様に、組織委員会を代表して深く感謝の意を表します。

*(Seong-Ki Kim, Seoul Organising Committee of AIPPI)*

#### [AIPP Bureau が新体制へ](#)

ソウルで開催された第43回AIPPI国際総会の最終日をもって、Yoon-Bae Kim氏(韓国)のPresidentとしての任期が終了しました。この2年間、知的財産に関するさまざまな行事において、本会の代表として並々ならぬ努力をされたことに、本部スタッフ一同感謝しています。

これにともないAIPPI執行委員会は、PresidentとしてJohn Bochnovic氏(カナダ)、Vice PresidentとしてFelipe Claro氏(チリ)、Congress RepresentativeとしてBruce E. Morgan氏(カナダ)を新たに選出しました。

*(Stephan Freischem, Secretary General)*

### ソウル総会で採択された決議

先月の 2012 年ソウル総会において各国代表団は、知的財産法に関するさまざまな議題について 5 件の決議を採択しました。いずれの決議も、法制度のさらなる調和に向けた指針を示しています。1 つめの議題 229 は、権利付与後の手続における出願経過の使用に関するものです。2 つめの議題 230 では、通過中の物品による当該国での商標侵害について検討しました。3 つめの議題 232 は、工業製品に対する意匠保護と著作権保護の相互作用の問題を扱いました。そして、4 つめの議題 233 では、伝統的知識の知的財産法との関連性について考えました。また、以上のような通常の議題における決議の他に、Special Committee 議題 165 から提出された、統一特許裁判所に関する決議も採択しました。採択された決議の全文を、[AIPPI ウェブサイト](#)でご覧になることができます。決議の[要約](#)もあります。これらの決議を活用していただくため、Bureau および各国部会より、関係当局や団体に配布します。

*(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)*

### ワークショップおよびパネルディスカッションにおけるプレゼンテーション

ソウル総会で行われたプレゼンの資料はすべて、[AIPPI ウェブサイト](#)でご覧になることができます。

*(AIPPI General Secretariat)*

### 2012 年ソウル総会の AIPPI Congress News と The Korea Herald 紙

下記の画像をクリックすると、拡大してご覧になれます。

*(AIPPI General Secretariat)*

### Managing IP 社の AIPPI Congress News に掲載された記事



## The Korea Herald 紙に掲載された記事



---

## 2013年 AIPPI フォーラム&執行委員会

---

### [ヘルシンキにおける 2013年 AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)

韓国ソウル総会が終了し、次の AIPPI 会合は、2013 年 9 月 5 日～11 日にフィンランドのヘルシンキで開催される AIPPI フォーラム&執行委員会です。世界各国から、知的財産のさまざまな分野で実務に携わる人々が 600 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすための、スポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

*(AIPPI General Secretariat)*

### [AIPPI フォーラム&執行委員会－2013年9月5日～11日、ヘルシンキ](#)

10 月の AIPPI ソウル総会はずばらしいものになり、組織委員会および参加者の皆様に対し、フィンランド部会より感謝申し上げます。来年の AIPPI 会合は、フィンランド部会の主催で執り行います。2013 年 9 月 5 日～11 日に、「世界デザイン首都」のヘルシンキで皆様とお会いしたいと思います。ぜひご参加ください。

*(Johanna Lilja, Roschier, Attorneys Ltd, Helsinki, Finland)*

---

## AIPPI Bureau

---

### [AIPPI における言語の使用に関する新方針](#)

Bureau は 2 年前、AIPPI における言語の使用について検討し、必要であれば提言を出すという目的で、Bureau Advisory Committee (議題 211) の設置を決めました。この Committee はハイデラバード執行委員会にレポートを提出しましたが、Bureau はその

提言をすべて採用し、その実施を提案するよう執行委員会に要請しました。そして今年のソウル総会では、通常総会において Statute が、執行委員会で Regulation がそれぞれ改正され、今後は新たな方針が実施されます。Language Committee の委員長による配慮や指導と、委員の皆さんのすばらしい貢献のおかげで、このように激しく議論され、意見が分かれた問題に対して、広く受け入れられる妥協を見出すことができました。

*(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)*

---

## 今後の行事

---

### [イスラエル部会による 2013 年の国際会議](#)

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、2013 年 3 月 19 日～21 日、テルアビブにおいて開催します。

*(Israeli Group of AIPPI)*

---

## 各国部会

---

### [2012 年日中韓三極会合](#)

2012 年 7 月 13 日(金)～15 日(日)に、北海道千歳市で第 10 回 AIPPI 日中韓 Trilateral Meeting 2012 が開催されました。今回は、日本部会、中国部会及び韓国部会のメンバー及びその同伴者、AIPPI 本部から会長 (Yoon-Bae KIM) 及び副会長 (John Bochnovic) (当時)、日本特許庁からの来賓等々、総勢 104 名の参加がありました。3 つのテーマについて、セッションごとに各国のスピーカーから現状について報告して頂き、その後活発な議論を行いました。また翌日は、エクスカージョンに 64 名、ゴルフに 6 名が参加して、初夏の北海道を満喫しました。

*(AIPPI JAPAN Secretary General 梅田五郎)*

---

## 記事・解説

---

### [カナダ：最高裁がバイアグラ特許に無効の判決](#)

カナダ最高裁判所は、勃起不全 (ED) 治療の膨大な化合物に対する Pfizer 社の特許

2,163,446 (446 特許) に無効の判断を下しました。判決で最高裁は、446 特許は「特に望ましい」9つの化合物のうちの1つが、EDの治療に有効と述べているが、どの化合物であるかを特定していないため、特許法第27条(3)の開示要件を満たしていないとしています。この判決は、新しい有用な発明には、その公開と引き換えに、期限付きで排他的権利が付与されるものであること、すなわち特許制度は取引 (bargain) であることを確認する最高裁の最新の意見です。

*(Craig Brusnyk and Bill Mayo, Heenan Blaikie LLP, Toronto, Canada)*

#### EU : [Big Bucks Bunny—立体共同体商標の保護に関する ECJ 判決](#)

有名なチョコレート・メーカーである Lindt & Sprüngli AG (リンツ社) が、共同体商標意匠庁 (OHIM) に対し、赤いリボンをつけた金色のウサギの共同体立体商標を出願しました。OHIM は、この立体像が登録に十分な識別性を有していないとして、出願を拒絶しました。リンツ社は第一審裁判所へ控訴しましたが、結論は同じでした。そして、欧州連合司法裁判所へ上告し、このほど結論が出されました。

*(Claus Marcussen, Awapatent A/S, Copenhagen, Denmark)*

#### フランス : [インターネットの検索サービス : ECJ 判例法の国内での適用に関する最高裁判決](#)

フランスでは、Google France 事件における欧州連合司法裁判所 (ECJ) の判決以降、Google Adwords のようなインターネット検索サービスでの第三者の商標の使用について、数々の判決が出されています。このような行為が認められるか否かを裁判所が判断する基準は、ECJ が定めた枠組みの中で次第に形成されてきました。そして 2012 年 9 月 25 日、こうした問題に関する判決を出してきた下級裁判所の多くに支持されている解決策を、最高裁が妥当としたことで、国内の判例法を構築する要素が新たに加わりました。

*(Toupane Loumeau, French Group Reporter)*

#### イスラエル : [Neurim Pharmaceuticals 社に対する特許期間延長が認められる](#)

Neurim 社による Circadin (ヒト用のメラトニン含有薬) の製造販売承認に基づく特許期間延長 (PTE) の申請は、先に Regulin (動物用のメラトニン含有薬) の製造販売承認が下りているという理由で、イスラエル特許庁に却下されました。

この特許庁の判断を不服として起こされた裁判において、地方裁判所は Neurim 社の主張を支持し、イスラエル特許法の目的に照らせば、同じ有効成分からなる動物用医薬品が先に承認されているからといって、ヒト用の医薬品の特許保護に対する特許期間延長は却下できないとしました。

*(Tal Band, Adv., S. Horowitz & Co., Tel Aviv, Israel)*

**オランダ：特許法に対応した医療政策：後発医薬品の優遇措置と先発医薬品の特許保護**  
ハーグ控訴裁判所は、医療保険会社が、特許の補足的保護証明書（SPC）がまだ適用されている医薬品の優先サプライヤーを選定するための入札を募集することは、先発品の特許を侵害せず、不法行為にならないとしました。ただし、一定の厳しい条件を遵守していることが前提です。

*(John Allen and Paul van Dongen, NautaDutilh, Amsterdam, The Netherlands)*

**韓国：最高裁大法廷が、特許／商標の無効が明白な場合は、民事裁判所が侵害訴訟を却下できると判断**

韓国では、最近下された2件の最高裁大法廷判決により、特許／商標を無効とする審判部の審決が確定する前であっても、侵害の訴えを審理する裁判所が、進歩性の欠如などの特許／商標の有効性を審理し、明らかに無効と認められる場合は、差止による救済や損害賠償などの請求を、権利乱用になるという理由で却下できることが明確になりました。

*(Aera Kim, Korean Group Reporter)*

**タイ：たばこの無地パッケージとさらなる規制**

世界で最も厳しいたばこ規制のいくつかは、タイにはすでにあります。今回のタイたばこ消費管理法は、無地パッケージの導入を促進するための、さらなる規制を導入するものですが、こうした議論が進む中で、十分な考慮が必要な法律上・実務上の重要な課題があります。

*(Alan Adcock and James Evans, Tilleke & Gibbins, Bangkok, Thailand)*

**タイ：マドリッド議定書への加盟**

タイは現在、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書への加盟を検討しています。所轄官庁が作成した現行商標法の改正案を内閣が承認し、このほど自治委員会へ送られて審議され、国会で可決される運びとなりました。その一方で、所轄官庁は国会に対し、タイの加盟を承認するよう求めています。優に一年以上の期間を要するとも考えられ、いつ頃に完了するかについての時間枠は設けられていません。

商標法の主な改正点は、商品／サービスについての説明、複数区分出願制度、登録日および庁通知書交付の時間枠などに関するものですが、登録官の現在の審査手順を改正して、国際標準に適合させようとする動きはありません。

*(Panisa Suwanmatajarn, Siam Premier International Law Office Limited,*

Bangkok, Thailand)

英国：[AIPPI 英国部会が、法律専門家秘匿特権の範囲に関する重要な事件の最高裁審理に参加](#)

2012年11月初旬、「Prudential vs 歳入税関庁」裁判の審理が、ロンドンの英国最高裁で行われました。判決は2013年初頭に出される見通しです。裁判の主な焦点は、コモンローにおける法律専門家秘匿特権の範囲です。この裁判は、歳入税関庁がPrudential社に対して、税金回避策に関するある一定の書類の開示を強制できるかかに関するものですが、AIPPIが議題199で扱っている課題とも関連しており、英国だけでなく他国の知財実務者にも影響を及ぼす可能性があります。この審理には、次の5名（組織）が第三者として参加しました：会計士組織の1つ、事務弁護士協会、法廷弁護士評議会、Legal Services Board、AIPPI英国部会（代表としてMichael Edenborough王室顧問弁護士（法廷弁護士評議会会員）が参加）。

*(Charters Macdonald-Brown, Redd Solicitors LLP, London, United Kingdom)*

米国：[USPTOの包括的審判規則におけるeDiscovery規定の内容が判明](#)

十分な証拠開示で訴答手続を最低限にできるかどうか、米国での訴訟における試金石です。電子形式で保存された情報（ESI）の開示は、1996年の連邦民事訴訟規則に初めて本格的に盛り込まれて以来、訴訟費用の削減に関する中心的な課題となってきました。USPTO規則の最終版では、新しくなった特許審判部（PTAB）での特許審判におけるESI開示に対して、独自の限定的アプローチを定めています。最終的な規則においてeDiscovery（電子証拠開示）がどのように扱われているかを知ることが、権利付与後レビューまたは当事者系レビューによる、米国特許権の喪失や制裁を回避する上で重要な最初の一步です。

*(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion PLLC, Washington, United States of America)*

---

フィードバック

---

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-NewsあるいはAIPPIに関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org)までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-Newsに掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-Newsの[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

**国際知的財産保護協会 (AIPPI)**

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandero

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。